

第4編 企 画

1 合併の取り組み

(1) 経過

平成12年12月	千葉県が「市町村合併推進要綱」を策定し、東葛飾地域における市町村の結びつきとして「柏市・沼南町」・「野田市・関宿町」が例示された。
平成13年4月	柏市、流山市、我孫子市及び沼南町の担当者により、合併を想定した各種指標の整理等について調査研究を開始。
平成14年4月	3市1町の調査研究結果がまとまる。流山市がこの研究組織から離脱。 柏市、我孫子市及び沼南町はまちづくり研究会を組織し、合併を想定したまちづくりについて調査研究を開始。
平成15年2月	2市1町の調査研究結果がまとまる。 我孫子市は、2市1町の合併には参加しないことを表明。 柏市と沼南町は、これまでの経緯を踏まえて合併検討会を設置し、1市1町で合併した場合でも広域的な課題の解決や中核市への移行など、今後の地域まちづくりに大きなメリットがあるとする調査研究の結果をまとめた。
平成16年7月	4月 柏市、沼南町は合併に向けた組織を設置し、合併の準備を開始。 5月 柏市、沼南町は千葉県から合併重点支援地域の指定を受ける。 7月 両市町議会の議決を経て、合併協議会を設置。 7月 沼南町を柏市に編入するとともに新市の名称は「柏市」とする、沼南町の議員は柏市の議員として在任するなど34の合併協定項目、2、400にわたる事務事業の調整方針と新市建設計画をまとめ、柏市長、沼南町長が合併協定書に調印。
平成17年3月	8月 両市町議会の議決を経て、千葉県知事に合併申請書を提出。 10月 県議会の議決を経て、千葉県知事が合併を決定。 11月 両市町の合併について、官報に告示。 3月 両市町が合併。新「柏市」が誕生。旧沼南町の庁舎は、柏市役所沼南庁舎とし、沼南支所、教育委員会事務局を配置し、業務を開始した。

(2) 新市建設計画

ア 新市建設計画の趣旨

新市建設計画は、新市の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上を図るとともに、新市の均衡ある発展を進めるために策定。

計画の期間は、合併年度及びこれに続く10カ年。さらに、平成26年度に10カ年延長し、令和6年度までとした。

新市のまちづくりは、合併前の柏市、沼南町のまちづくりの方向性を尊重し、両市町の総合計画に基づいて進める。合併に際して重点的に実施する事業は、この新市建設計画に位置づけて実施していく。

イ 新市のまちづくりの目標

(7) 新市の概況

区 分	柏 市 (平成 15 年時点)	沼南町 (平成 15 年時点)	新 市 (平成 15 年時点)
人 口(人)	332,690	46,604	379,294
世帯数(世帯)	127,976	15,237	143,213
面 積(k㎡)	72.91	41.99	※114.90

※「平成 26 年度都道府県市区町村別面積調」により面積の計測方法が変更されたことに伴い、平成 28 年度現在は 114.74 k㎡

(イ) 新市のまちづくりの目標

「豊かな水と緑に囲まれ、多様性に満ちた活力あふれる中核都市」

(ウ) 新市のまちづくりの方向性

- ・ 個性と創造力を育む、人が主役の都市
- ・ 水と緑につつまれた生活みらい都市
- ・ 自立した活力のある都市

ウ 新市の重点事業

(7) まちづくりの基本方針

- ・ 計画的な都市基盤整備の推進と地域産業の活性化・育成
- ・ 教育・文化・スポーツ等を通じた人づくり、個性あるまちづくり
- ・ 環境にやさしいまちづくり
- ・ 子どもからお年寄りまで安心、安全に暮らすことができるまちづくり
- ・ 自立性の高い都市の実現

(イ) 重点事業

- ・ まちづくりの基本方針に基づく重点事業については、新市全域にわたる事業と道路整備事業のほか、北部、中央、南部の各ゾーン別の事業を位置づけた。

エ 千葉県事業の推進

(7) 千葉県の役割

- ・ 新市の一体性を高めるための事業の推進、合併に伴う負担を軽減するための財政支援
- ・ 鉄道や一般国道、主要地方道などの広域交通体系の整備促進、柏市の首都圏における学術・産業・文化の交流拠点としての育成・整備
- ・ 新市の中核市移行における権限移譲の推進

(イ) 千葉県事業

- ・ 千葉県の役割に沿って、新市全域にわたる事業、北部、中央、南部各ゾーンの事業、道路整備事業を位置づけた。

2 中核市への移行

(1) 中核市への移行

地方分権が進むなか、柏市は沼南町との合併時の合意を踏まえ、よりきめ細かな行政サービスを市民に提供し、個性的で魅力あるまちづくりを進め、自立性の高い都市を実現するために、平成20年4月1日、より多くの権限を有する中核市へ移行した。

千葉県内においては、船橋市（平成15年4月移行）に次いで2市目。中核市の数は、令和2年4月1日現在60市。

(2) 中核市移行までの取り組み

- | | | |
|-------|-----|---|
| 平成16年 | 3月 | 柏市・沼南町合併協議会にて、中核市移行を目指すことを承認。 |
| 平成17年 | 3月 | 柏市及び沼南町が合併し、新「柏市」が誕生。 |
| | 4月 | 企画部内に中核市準備室、保健福祉部内に保健所準備室を設置する。 |
| | 6月 | 市議会にて、中核市移行時期を平成20年4月を目途とする旨表明。 |
| 平成18年 | 3月 | 千葉県に対して、中核市移行に向けた協力要請。 |
| | 4月 | 第1回千葉県・柏市中核市移行準備連絡協議会を開催。事務事業の移譲の基本的な考え方、スケジュールについて協議。 |
| | 5月 | 船橋市の職員を招いて研修会を開催する。 |
| | 9月 | 個別の移譲事務について、県市担当者間の協議・調整作業を開始。 |
| | 11月 | 第2回千葉県・柏市中核市移行準備連絡協議会を開催。法定移譲事務の取り扱い、保健所準備状況について確認する。 |
| | 12月 | 県・市による保健所政令市移行に伴う厚生労働省との事前相談。 |
| 平成19年 | 1月 | 県・市による中核市移行に伴う総務省との事前相談。 |
| | 2月 | 第3回千葉県・柏市中核市移行準備連絡協議会を開催。全移譲事務及び今後のスケジュールについて確認する。
県及び市において、保健所政令市・中核市移行に伴う厚生労働省及び総務省のヒアリングを受ける。 |
| | 5月 | 第4回千葉県・柏市中核市移行準備連絡協議会を開催。県の支援措置事項について確認する。 |
| | 6月 | 「中核市の指定の申出」議案が市議会にて承認される。
千葉県知事に対し、「中核市指定の申出」に関する県の同意を要請。 |
| | 9月 | 「中核市指定に係る申出に対する同意について」の議案が県議会にて承認される。 |
| | 10月 | 千葉県知事が「中核市指定に係る申出に対する同意について」を承諾。
柏市長から総務大臣に対して「中核市の指定に係る申出」を行う。 |
| | 11月 | 中核市指定の閣議決定、政令公布。 |

- 1 2月 中核市移行関連条例案を市議会へ上程し、承認される。
- 平成20年 3月 千葉県知事・柏市長が「柏市の中核市移行に伴う引継書」に調印。
- 4月 中核市へ移行、柏市保健所の開設。

(3) 全国の中核市一覧

移行年月	自治体名
平成8年4月(12市)	宇都宮市、新潟市、富山市、金沢市、岐阜市、静岡市、浜松市、堺市、姫路市、岡山市、熊本市、鹿児島市
平成9年4月(5市)	秋田市、郡山市、和歌山市、長崎市、大分市
平成10年4月(4市)	豊田市、福山市、高知市、宮崎市
平成11年4月(4市)	いわき市、長野市、豊橋市、高松市
平成12年4月(2市)	旭川市、松山市
平成13年4月(1市)	横須賀市
平成14年4月(2市)	奈良市、倉敷市
平成15年4月(5市)	川越市、船橋市、相模原市、岡崎市、高槻市
平成17年4月(1市)	東大阪市
平成17年10月(2市)	函館市、下関市
平成18年10月(1市)	青森市
平成20年4月(4市)	盛岡市、柏市、西宮市、久留米市
平成21年4月(3市)	前橋市、大津市、尼崎市
平成23年4月(1市)	高崎市
平成24年4月(1市)	豊中市
平成25年4月(1市)	那覇市
平成26年4月(1市)	枚方市
平成27年4月(2市)	越谷市、八王子市
平成28年4月(2市)	呉市、佐世保市
平成29年4月(1市)	八戸市
平成30年4月(6市)	福島市、川口市、八尾市、明石市、鳥取市、松江市
平成31年4月(4市)	山形市、福井市、甲府市、寝屋川市
令和2年4月(2市)	水戸市、吹田市

※ 下線の自治体は、その後政令指定都市に移行

3 行政改革

(1) これまでの経過

- 平成 7年 7月 行政改革推進委員会発足
- 平成 8年 2月 行政改革大綱・実施計画策定
- 平成 9年 1月 行政改革実施本部設置
- 平成 9年 2月 行政改革第2次実施計画策定

平成 9 年	7 月	行政改革推進委員会発足（第 2 期）
平成 10 年	2 月	行政改革第 3 次実施計画策定
平成 11 年	7 月	行政改革推進委員会発足（第 3 期）
平成 11 年	7 月	行政改革大綱〔改訂〕策定
平成 11 年	7 月	行政改革第 4 次実施計画策定
平成 13 年	3 月	行政改革実施本部解散
平成 13 年	3 月	行政改革大綱の計画期間終了
平成 18 年	2 月	行政改革実施本部再開
平成 18 年	6 月	行政改革推進委員会発足（第 4 期）
平成 19 年	3 月	第三次行政改革大綱策定
平成 19 年	3 月	集中改革プラン策定
平成 19 年	4 月	集中改革プランの実施（平成 21 年度まで）
平成 22 年	6 月	行政改革推進委員会発足（第 5 期）
平成 23 年	3 月	柏市行政経営方針（第四次行政改革大綱）策定
平成 23 年	4 月	経営管理本部設置（行政改革実施本部を改称）
平成 23 年	4 月	行政経営方針アクションプラン策定・実施
平成 23 年	8 月	行政改革推進委員会発足（第 6 期）
平成 24 年	2 月	補助金の適正化ガイドライン策定
平成 24 年	2 月	補助金の見直しについて（平成 23 年度）策定
平成 25 年	10 月	行政改革推進委員会発足（第 7 期）
平成 26 年	3 月	柏市行政経営方針（財政指標の見直し）策定
平成 26 年	10 月	行政改革推進委員会発足（第 8 期）
平成 28 年	3 月	第二次行政経営方針策定
平成 28 年	4 月	第二次行政経営方針アクションプラン策定・実施
平成 29 年	3 月	公共施設等総合管理計画「基本方針編」策定
平成 30 年	3 月	行政改革推進委員会発足（第 9 期）
平成 31 年	3 月	公共施設等総合管理計画「個別施設再編方針」策定

(2) 取り組みの内容

ア 組織・機構の見直し

第五次総合計画の重点事業や、市政をとりまく諸課題への取組を着実に進めていくとともに、第五次総合計画後期基本計画の策定を見据え、政策立案・業務改善の推進を図ることができる組織づくりに向けて、必要な組織改編及び事務分掌の見直しを実施した。

部局	改編前	改編後	備考
企画部	企画調整課	経営戦略課	名称変更
	情報政策課	データ分析室	新設（統計担当を分離）
		情報・業務改善課	統合
行政改革推進課			
保健福祉部	社会福祉課	（福祉政策課）	廃止→統合
都市部	住環境再生室	住環境再生課	改編
土木部	雨水排水対策室	河川排水課	改編

イ 定員の適正化

「子育て・教育・福祉」の各分野への重点的な職員配置を行うとともに、児童相談所の開設に向けた検討・準備を進めるため、人材の確保・育成に向け必要な増員を行った。

併せて、政府が推進する「働き方改革」の実現に向け、長時間にわたる時間外勤務を削減・抑制するための内部事務の改善・効率化に係る取組を強化するとともに、職員のワークライフバランスの実現に向けた職場環境の改善についても、育児休業等を取得する職員の代替職員の確保等の措置を継続して実施した。

【職員数の推移】（地方公共団体定員管理調査による職員数）

令和元年度：2,725人⇒令和2年度：2,756人（+31人）

ウ 業務改善の推進

これまで、行政評価の取組の一つとして、行政内部による事業の見直しや評価を実施してきたが、令和元年度は行政改革推進課が担当課の業務の観察及び分析を行い、業務改善の手法を提案する取組を開始した。

4 広域行政

住民ニーズの多様化及び高度化や、市民の日常生活圏の広がりとともに、行政の境界を越えた広域的な行政需要及び行政課題への対応が求められており、関係する市の連携により、共通する課題の解決や事業を共同で実施している。柏市が関わる主なものは次のとおり。

(1) 東葛広域行政連絡協議会

ア 構成（千葉県北西部6市）

柏市、松戸市、野田市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市

イ 設立

昭和41年3月15日

ウ 事業

(ア) 広域行政計画の策定及び共同処理方式その他広域行政計画を実施するための必要な事項の決定

(イ) その他広域行政の推進に関する事項

エ 委員

構成市の長及び議会の議長 1 2 人

(2) 東葛中部地区総合開発事務組合（地方自治法に基づく一部事務組合）

ア 構成

柏市、流山市、我孫子市

イ 共同処理する事務

(ア) 火葬場及び葬祭に関する事務

(イ) 障害者支援施設みどり園の設置、管理及び運営に関する事務

(ウ) 共同生活援助事業所の設置、管理及び運営に関する事務

ウ 事務所の位置

千葉県柏市布施 2 8 1 番地の 1

エ 組合議会の議員

定数 6 人（構成市の長（管理者又は副管理者となった長の属する市においては副市長）及び議会の議長）

オ 組合の執行機関の組織

(ア) 管理者、副管理者及び会計管理者を各 1 人置く。

(イ) 管理者及び副管理者は、構成市の長のうちから選挙する。

(ウ) 会計管理者は、構成市の会計管理者のうちから管理者が命じる。

カ 施設

(ア) ウイングホール柏斎場

位 置	柏市布施 281 番地の 1
設 置	平成 7 年 11 月（式場は平成 8 年 3 月）
面 積	敷地：24,367.73 m ² 建物：5,844.09 m ²
施 設	火葬炉 12 基 式場 2 室 待合室 9 室 収骨室 3 室 ほか

(イ) みどり園（障害者支援施設、共同生活援助事業所）

位 置	我孫子市中峠 2310 番地、2291 番地
設 置	昭和 57 年 6 月
面 積	敷地：18,539 m ² 建物：5290.82 m ²
定 員	114 人（生活介護）

(3) 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合（地方自治法に基づく一部事務組合）

ア 構成

鎌ヶ谷市、柏市、白井市

イ 共同処理する事務

(ア) し尿処理に関する事務（施設の建設、施設の管理及び運営）

(イ) ごみ処理に関する事務（施設の建設、施設の管理及び運営、一般廃棄物（し尿を除く）の処理計画の策定並びに収集及び運搬、一般廃棄物（し尿を除く）の収集若しくは運搬又は処分の事業に係る許可並びに容器包装廃棄物の分別収集計画の策定並びに分別収集及び処理）

(ウ) 組合の施設周辺の環境整備を図る施設に関する事務（施設の建設並びに施設の管理及び運営）

ウ 事務所の位置

鎌ヶ谷市軽井沢 2 1 0 2 - 1

エ 組合議会の議員

組合の議会の議員の定数は 1 2 人とし、関係市の議会議員のうちから各 4 人を選出する。

オ 組合の執行機関の組織

(ア) 組合に管理者 1 人、副管理者 2 人及び会計管理者 1 人を置く。

(イ) 管理者は、関係市の長の互選による。

(ウ) 副管理者は、管理者以外の関係市の長がこれにあたる。

(エ) 会計管理者は、管理者の属する関係市の会計管理者がこれにあたる。

5 情報化

- (1) 公共施設予約システムを導入し、施設利用の効率化と利用機会の均等化を図った。
(平成 1 2 年度)
- (2) 市議会会議録を WEB で公開し情報提供の拡充を図った。(平成 1 4 年度)
- (3) 電子入札システムを稼働し、調達事務の効率化、透明化を進めた。(平成 1 6 年度)
- (4) 市税のコンビニ収納を開始し、納税機会の拡大を図った。(平成 1 7 年度)
- (5) 電子申請・届出サービスを開始しノストップ・ワンストップサービスの基盤を整備した。(平成 1 8 年度)
- (6) 地図情報配信サービスを開始し、視覚的に分かりやすい情報提供の拡充を図った。
(平成 1 9 年度)
- (7) 住民記録や税などの基幹系システムについて、ホストコンピューターからサーバーによる処理に切り替えることでコスト削減を図った。(平成 1 9 ~ 2 1 年度)
- (8) F A Q システムを導入し、市役所情報の拡充及び市民等が情報取得時の利便性の向上に寄与した。(平成 2 1 年度)
- (9) 広報 CMS を導入し、柏市ウェブサイトの主管部署による更新を可能とし、市役所の情報提供の充実を図った。(平成 2 2 年度)
- (10) 建築確認支援システムを構築し、窓口サービスの拡充を図った。(平成 2 2 年度)
- (11) 災害時要援護者支援システム及び民生委員支援システムにより、災害等発生時の支援体制拡充を図った。(平成 2 3 年度)
- (12) 開発情報窓口支援システムを構築し、宅地開発部門の窓口サービスの拡充を図った。
(平成 2 4 年度)
- (13) 基幹系業務におけるバックアップシステムを整備し、プログラムやハード障害等が発生した場合においても窓口業務等が継続できる基盤整備を行った。(平成 2 5 年度)
- (14) 市職員の出退勤管理等の庶務事務について、電子決裁機能を付与したシステム化を推進し、事務効率の向上を図った。(平成 2 6 年度)
- (15) 社会保障・税番号制度の導入に伴い、同制度の円滑な施行に資するよう、基幹系業務におけるシステムの基盤整備を行った。(平成 2 7 年度)

- (16) 社会保障・税番号制度の導入及び自治体情報セキュリティ強化対策事業の実施に伴い、基幹系及び情報系システムにおけるセキュリティ対策の強化を図った。(平成28年度)
- (17) 添付書類の省略等、申請手続の利便性向上のため、社会保障・税番号制度の情報連携及び子育てワンストップサービスの電子申請を開始した。(平成29年度)
- (18) 次年度の改元に向けて、基幹系及び情報系システムの改修を行った。(平成30年度)
- (19) 災害時の情報収集の手段や平時における市民サービス向上のため、ウェルネス柏、沼南庁舎、近隣センターへのW i - F i の設置を開始した。(令和元年度)

